1月からごみの出し方が変わります

年末に向け大掃除をする機会も多い時期ですが、来年1月からごみの出し方が変わること、知っていますか？
同時配布の「ごみ出しカレンダー」と併せてご覧ください。
【資源政策課☎216-1290FAX216-1292】

❶金属類（きんぞくるい）の日が始まります

これまで「もやせないごみ」として埋め立てていた「金属製品」と「電化製品」を、**毎月1回水曜日**に収集し、資源化します。

NEW きんぞくるい 金属類

そのほか　水筒、ざる、おたま、包丁・ナイフ(紙に包む)、はさみ、針金ハンガー、ゴルフクラブ、三輪車、一輪車、食べ物や飲み物以外の缶、缶やびんの金属製のふた、アルミはく、プリンター、ドライヤー、トースター、ホットプレート、体重計　など

⚠「金属類」とまちがえやすいもの

{ミシン、電子レンジ、カセットコンロ、ガスレンジ、ストーブ(石油・ガス)} … **粗大ごみ**

{エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機} … **収集しません**
※販売店に相談を

小型家電は回収ボックスへ

対象品　携帯電話、デジタルカメラ、電子辞書、小型ゲーム機、電卓、コード など

回収場所　本庁、各支所、商業施設などに設置してある小型家電回収ボックス

◇詳しくは「ごみ出しカレンダー」をご覧ください

❷古紙（こし）が出しやすくなります

これまで「紙箱・包装紙等」と「雑誌類」に分別していたものを、ひとつにまとめて出せます。

NEW ざつがみ 雑紙

そのほか　ティッシュペーパーの箱(取り口ビニールは付いたままでも可)、投げ込みチラシ、ラップの芯などの紙全般

※「新聞・チラシ」、「段ボール」、「紙パック」、「雑紙」の4種類に分けてそれぞれ出してください

紙袋に入れて出せるようになります

ラップの芯や小さな紙(名刺サイズ以上)も出しやすくなります。
※従来どおり、ひもで束ねても出せます

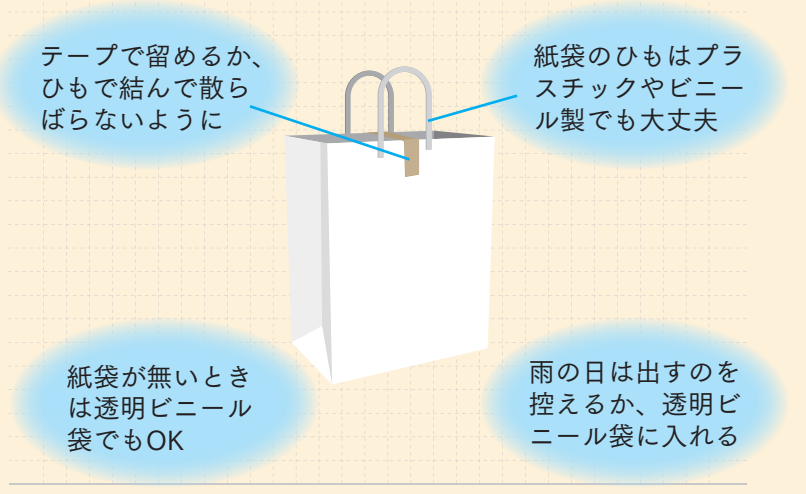

❸衣類（いるい）の対象が増えます

これまでの古着に加え、毛布やシーツ、タオル、ハンカチ、帽子などを「衣類」として収集します。
※手を加えずそのまま使用できるものに限ります

○新たに「衣類」の対象になるものの例

ごみ出しQ&A

お答えします　資源政策課 西主任

Q1 「金属類」や「衣類」はどうやって出せばいい？
A1 45リットルまでの透明の袋に入れて出してください。

Q2 スプレー缶も「金属類」として出せる？
A2 スプレー缶はこれまで通り「スプレー缶類」の日に出してください。発火事故を防ぐため、必ず中身は空に。

Q3 布団も「衣類」として出せる？
A3 布団はこれまで通り粗大ごみです。その他、45リットルの袋に入らないものも、「衣類」としては出せません。

家庭ごみの新たな分別に関する説明会の日程は**6面**をご覧ください。